

掛川市告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

令和2年4月1日

掛川市長 松井三郎

1 委託先

名 称 西東石油株式会社

所在地 島田市金谷東一丁目1235番地の1

2 委託した使用料

22世紀の丘公園の使用料

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで